

# 新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方を対象とした「衛生環境激変特別貸付」を取り扱っております。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 概要

ご利用 いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <p>1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</p> <p>2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
資金の お使いみち	一時的な業況悪化により支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	<p>【 旅 館 業 】 別枠3,000万円</p> <p>【飲食店営業および喫茶店営業】 別枠1,000万円</p>
ご返済期間	7年以内(うち据置期間2年以内)
利率(年)	<p>基準利率</p> <p>ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、特別利率C</p>
お取扱期間	令和2年2月21日から令和2年8月31日まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長(注)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注) 組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

- ※ 新創業融資制度および振興事業促進支援融資制度は適用できません。
- ※ ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。
- ※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。支店の窓口までお問い合わせください。